

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険事務では、資格および給付事務の一部を山形県国民健康保険団体連合会に委託しているが、山形県国民健康保険団体連合会における情報保護管理体制および秘密保持体制に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

山形県長井市長

## 公表日

令和7年10月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、資格確認書や限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養の給付等、統計処理等を行う。            特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者資格の管理            ②各種証書の発行・交付            ③各種給付の支給</p> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。 )&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険システム</li> <li>2 国保総合システム及び国保情報集約システム</li> <li>3 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)</li> <li>4 中間サーバー</li> <li>5 医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者資格情報ファイル (2)給付情報ファイル (3)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表</li> <li>2 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> </ol> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表</li> <li>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	

①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者(市町村)」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項など (2, 3, 6, 13, 42, 48, 56, 65, 69, 70, 83, 87, 115, 120, 131, 158, 161の項)</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(69, 70, 71の項)</p> <p>＜オンライン資格確認の準備業務＞</p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市市民課 TEL:0238-82-8007
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスでは、複数人で確認を行うようにしており、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <p>■国保連合会からの入手における措置：          ・入手元を国保連合会の国保総合システムに限定し、関連性や妥当性のチェックを行い、指定されたインタフェースによって配信されるデータのみを入手している。          ・専用線を用いて、指定されたインタフェースでしか入手できないようシステムで制御している。</p> <p>■国保総合PCにおける措置：          ・国保総合PCでは個人番号を表示せず、誤った対象者に関する情報の入手を防止し、GUIによるデータ抽出機能を搭載せず、個人番号利用事務以外でデータが抽出されることを防止している。          ・個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施している。</p> <p>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理          ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。          ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。          ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</p> <p>②移行データ          ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。          ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</p> <p>③テストデータ          ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め、必要最小限のテストデータのみを生成している。</p>	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■特定個人情報を含む書類は施錠できる棚に保管することを徹底し、システムへのアクセス時における二要素認証・ウイルス対策ソフトウェアの導入等を行っている。</p> <p>■移行作業時に関する措置            ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p> <p>■中間サーバ・プラットフォームにおける措置            ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。            ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>■ガバメントクラウドにおける措置            ①物理的安全管理措置            ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。            ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>②技術的安全管理措置            ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。            ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。            ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。            ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。            ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。            ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。            ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	(記載省略)	(記載省略)	事前	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. 国民健康保険システム 2. 国保高額医療システム	1. 国民健康保険システム 2. 国保総合システム及び国保情報集約システ	事前	
令和2年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険被保険者資格台帳	(1) 被保険者資格情報ファイル (2) 給付情報ファイル	事前	
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人情報の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)	事前	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	1 番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、4	1 番号利用法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、	事前	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当	市民課長 金子 剛	市民課長	事前	
令和2年6月17日	II. 1. 対象人数(いつ時点の係数か)	平成32年3月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月17日	II. 2. 取扱者数(いつ時点の係数か)	平成32年3月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	山形県長井市ままの上5番1号	山形県長井市栄町1番1号	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	山形県長井市ままの上5番1号 0238-87-0681	山形県長井市栄町1番1号 0238-82-8007	事後	
令和3年6月1日	II. 1. 対象人数(いつ時点の係数か)	令和2年5月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II. 2. 取扱者数(いつ時点の係数か)	令和2年5月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	II. 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II. 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II. 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II. 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II. 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II. 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月2日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養の給付等、統計処理等を行う。	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、資格確認書や限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養の給付等、統計処理等を行う。	事後	
令和7年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	1 番号利用法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、44、45、58、62、80、87、93、97、106の項 2 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第26条、第33条、第43条、第44条、第46条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者(市町村)」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項など (2、3、6、13、42、48、56、65、69、70、83、87、115、120、131、158、161の項) <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項	事後	
令和7年4月1日	II. 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	II. 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年10月1日	IV. リスク対策 8.11		新様式への移行に伴う記載		